

南幌町特定不妊治療費助成のご案内

H30. 4. 1～

南幌町では、治療に要した費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。
体外受精および顕微授精に要した費用の一部を助成します。

■ 対象となる治療

○体外受精 ○顕微授精

※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

※夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

■ 対象者

○南幌町に住所を有し、法律上の婚姻をしていて妻の年齢が42歳までの夫婦

※ただし、**北海道（保健所）の特定不妊治療費の助成決定を受けている方**に限ります。

※治療する医療機関は北海道が指定する産科医療機関に限定されます。

■ 助成額

○特定不妊治療に要した費用の自己負担額から北海道特定不妊治療費助成事業による助成金を控除した額とし、1回の治療につき **15万円**を上限として助成します。

※以前採卵した冷凍胚（以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚）の移植のみの治療の場合、状態の良い卵子が得られない等のために治療を中止した場合は、1回の治療につき **7万5千円**を上限とします。

※精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合は、1回の治療につき **15万円**を上限とします。

■ 助成回数

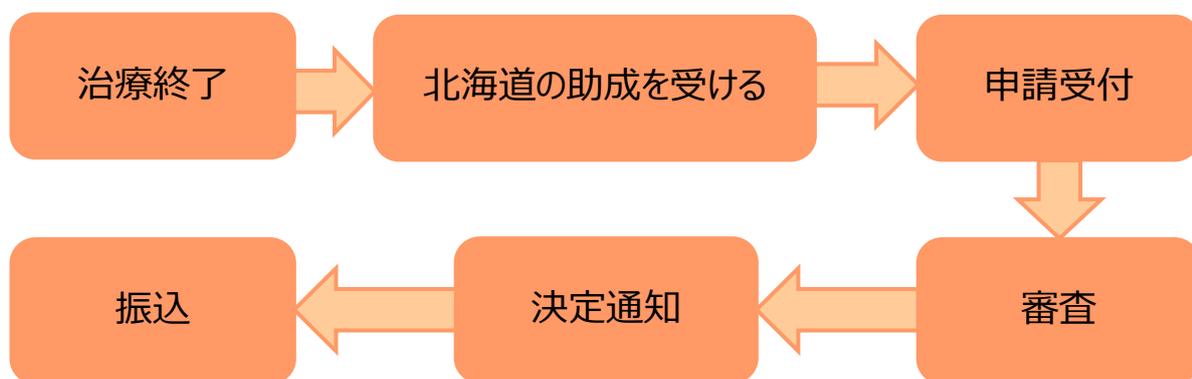
- 治療開始時の妻の年齢が
40歳未満→通算6回 40～43歳未満→通算3回

■ 申請に必要な書類

- 南幌町特定不妊治療費助成金交付申請書
- 北海道等における特定不妊治療費助成に係る交付決定書の写し
- 特定不妊治療に係る費用の領収書の写し
- 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し

■ 申請後の流れ

北海道の助成決定を受けた翌日からその年度の3月31日までに南幌町保健福祉総合センターに申請します。年度末に治療をされた場合はセンターまでご相談ください。



■ 申請・相談／お問い合わせ

南幌町保健福祉総合センターあいくる 健康子育てグループ
〒069-0237 北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号
TEL: 011-378-5888
FAX: 011-378-5255
※月～金曜日 8:30～17:00

